

ダム事業を中止する場合などの支援策について

【提案先】国土交通省

1. 提案内容

(1) ダム予定地の地域振興や関係住民の生活再建および流域の安全・安心の確保等を図るため、必要な措置についての支援

<国等のダム事業が中止等の場合>

- ① 代替治水事業を速やかに実施するため国の主体的な関与
- ② 国等による補償工事等の継続実施
- ③ 水没予定地（既買収地）を水源地域として引き続き国等が管理
- ④ 利水撤退等に伴う水源地域対策特別措置法第12条負担金にかかる救済措置
- ⑤ 国等がダム事業中止に伴う地域振興を直接支援

<都道府県のダム事業が中止の場合>

- ① 代替治水事業を速やかに実施するための国の新たな財政支援
- ② ダム予定地の地域振興や関係住民の生活再建を実施するための国の新たな財政支援

2. 提案の理由

<国等のダム事業が中止等の場合>

- ① ダム建設事業を国の判断で中止する場合、ダムに替わる治水対策（河川改修等）は国の直轄事業もしくは新たな補助事業として国の主体的な関与が必要
- ② ダム事業によりすでに地域に影響が及んでいる場合、ダム事業者の責務として国等による補償工事等の継続実施の必要性や、それに伴うダム事業参画者の費用負担が課題
- ③ ダム事業の中止により既買収の水没予定地を水源地域として引き続き国等が管理することが必要
- ④ ダム事業の縮小・中止による水源地域対策特別措置法第12条負担金の取扱いについて負担金に減額等が生じた場合は、ダム事業者である国等による救済措置が必要
- ⑤ ダム事業の中止により地域に影響が出る場合、影響の緩和策として、地域振興策を国等が直接支援することが必要

<都道府県のダム事業が中止等の場合>

- ① 流域の安全・安心の確保のため、代替となる治水事業の実施が速やかに必要となることから、治水事業の実施に伴う財源の確保が課題
- ② ダム事業は、事業着手からきわめて長期間経過していることが多く、ダムを中止する場合にダム予定地の地域振興と関係住民の生活再建が新たに必要となることから、これらの事業の実施に伴う財源の確保が課題

(本県の取組状況と課題)

- 丹生ダム（機構）については、平成26年1月にダム検証により「『ダム建設を含む案』は有利ではない」と検討主体から総合的な評価が示されたが、その後ダム検証作業が進んでいない。
- 大戸川ダム（直轄）の水源地域整備事業については、関係府県が説明責任を果たしつつ、継続実施できるよう関係府と協議を重ねているが、利水の撤退に伴う水特法第12条負担金の取扱いが決まっていない。
- 芹谷ダム（補助）については、ダム事業を中止後、県単独事業費も投入して河川改修を実施。また県独自の地域振興策を実施するとともに、市町の関連事業についても市町に対する財政的支援や技術的支援を併せて行っている。
- 北川ダム（補助）についても、「ダム建設事業を一旦中止し、河道改修を先行する。」と判断、県単独事業費を投入して河道改修を先行。またダムの事業主体として地域振興を実施している。

